

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5 月13日
【会社名】	K I ホールディングス株式会社
【英訳名】	KI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 掛川 隆
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地
【電話番号】	0 4 5 (8 2 2) 7 1 0 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 若林 秀和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地
【電話番号】	0 4 5 (8 2 2) 7 1 0 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 若林 秀和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社が平成24年3月2日付で提出した臨時報告書、平成24年10月29日及び平成26年11月27日付で提出した当該臨時報告書の訂正報告書においてお知らせした、当社に対する下記訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、平成27年5月11日（現地時間）付で英国高等法院（High Court of Justice）（第一審裁判所）にて判決がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1 当該訴訟の提起があった年月日

平成23年12月9日（訴状送達日：平成24年3月1日）

2 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- （1）名称 Thai Airways International Public Company Limited
- （2）住所 89 Vibhavadi Rangsit Road Bangkok 10900, Thailand
- （3）代表者の氏名 President: Charamporn Jotikasthira

3 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

（1）訴訟の内容

当社は、平成23年12月9日、Thai Airways International Public Company Limited（以下「原告」といいます。）から、同社に対し納入する予定であった航空機用座席等の納入に遅延等が発生したとして、英国高等法院（High Court of Justice）において本件訴訟の提起を受けたものです。

（2）損害賠償請求金額

金155,173,187.47米ドル、20,351,361.72ユーロ、20,330,358.67タイバーツ及び／または損害額（未定）、並びにこれに対する利息及び訴訟費用の支払（株式会社三菱東京UFJ銀行の平成26年11月21日午前10時29分現在のTTS為替レートである119.09円/米ドル、149.66円/ユーロ、3.69円/タイバーツで日本円に換算した場合の合計額約215億9,900万円）

（注）なお、原告が英国高等法院に提出した平成26年9月11日付専門家報告書（同月15日一部修正）により請求額が変更され、次いで平成26年11月20日付で原告より当該訴訟の請求の趣旨の変更の申立があったため、損害賠償請求金額が改めて変更されました。

4 判決に関する説明

(1) 判決があった年月日

平成27年5月11日(現地時間)

(2) 判決の内容及び損害賠償支払金額

当社は、金82,732,284米ドル、金19,638,789ユーロ、金4,640,417タイバーツ(株式会社三菱東京UFJ銀行の平成27年5月12日午前10時34分現在のTTS為替レート(121.15円/米ドル、135.29円/ユーロ、3.64円/タイバーツ)で換算した額の合計約126億9,600万円)の損害の賠償を命じられましたが、具体的な損害額、これに対する利息及び訴訟費用については、当事者間の合意、あるいは、当事者間で合意できない場合は別途裁判所の判断に基づいて、改めて裁判所より示されることとなります。

かかる支払額についての裁判所命令がなされた場合には、改めてお知らせいたします。

5 今後の見通し

本判決において当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾で、当社は既に英国高等法院に対し、控訴の意向を表明しており、判決内容を検討の上、速やかに英国控訴院に対する控訴手続を行う予定です。控訴審においては、改めて当社の主張の正当性を訴えると共に、本判決の不当性を主張し、徹底的に争っていく所存であります。

なお、当社は損害賠償引当金5,655百万円を計上しておりますが、本判決の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上